

海上自衛隊舞鶴教育隊及び海上自衛隊舞鶴衛生隊における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊舞鶴教育隊及び海上自衛隊舞鶴衛生隊（京都府舞鶴市所在）において、展示即売店の設置及び経営を行う業者を募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置することとします。

3 設置場所

海上自衛隊舞鶴教育隊 屋内及び屋外
海上自衛隊舞鶴衛生隊 屋内

4 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和8年9月11日（金）から同年9月29日（火）まで
平日の9：00から16：00まで（12：00から13：00を除く。）
- (2) 場 所：海上自衛隊舞鶴教育隊厚生科
住 所：〒625-0026 京都府舞鶴市大字泉源寺小字知中175番2
電話等：0773-62-2271（内線：4521 FAX内線：4597）
担 当：福村（ふくむら）
- (3) 公募へ参加する場合は、募集要領の受領が必須です。

5 説明会

- (1) 日 時 令和8年10月9日（金） 13：30から
- (2) 場 所 舞鶴教育隊厚生センター（京都府舞鶴市大字泉源寺小字知中175番2）
- (3) その他 本説明会への参加を希望される場合、令和8年10月6日（火）16：00までに、会社等の名称、出席者氏名及び連絡先を海上自衛隊舞鶴教育隊厚生科の担当へ確実にご連絡ください。
なお、本説明会に参加されない業者の方は、この公募に参加することができません。

6 その他

細部については、募集要領により示します。